

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃分科会の設置について

1 設置の目的

改正道路運送法が令和5年10月1日に施行されたことに伴い、従来地域公共交通会議で協議されていた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行うこととされた。このことから「三原市地域公共交通活性化協議会」の分科会として「運賃分科会」を新たに設置し、分科会にて協議を行うこととする。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等[※]により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

2 構成員

一	市町村	三原市長が指名する者
二	当該一般乗合旅客自動車運送事業者	運賃等を定めようとする事業者
三	地方運輸局長	中国運輸局広島運輸支局長が指名する者
四	市町村の長が住民を代表する者として指名する者	三原市長が指名する住民組織の代表者など

3 設置日

令和6年12月4日

(案)
三原市地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置要綱

(目的)

第1条 三原市地域公共交通活性化協議会規約第11条に基づき、独占禁止法に抵触することのないよう運賃・料金等について協議するため、三原市地域公共交通活性化協議会内に三原市地域公共交通活性化協議会運賃分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 分科会は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行う。

(組織)

第3条 分科会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から三原市地域公共交通活性化協議会の会長が各1名ずつ選任する。分科会の会長（以下「会長」という。）として、三原市生活環境部長の職にある者をもって充てる。

- (1) 地方公共団体
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 当該路線等を管轄する地方運輸局長が指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する業務を達成するまでに必要な期間として、三原市地域公共交通活性化協議会会長が定める期間とする。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 分科会で協議が整った事項については、分科会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 分科会の業務を処理するにあたっては、三原市地域公共交通活性化協議会事務局で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月4日から施行する。